

高谷特定事業（残土埋立）許可申請に反対を強く表明する決議

事業者である木更津市笹子 8 7 4 番地に所在する有限会社ワコーエコテック（代表取締役・前橋二三男氏）が、袖ケ浦市高谷字釈迦堂 9 0 8 番 1 他 2 8 筆で、実施しようとしている高谷特定事業（残土埋立）については、これまでも地元高谷区等から反対要望書等が関係機関に提出されてきたところである。しかしながら、不誠実にも事業者からは、高谷区や関係者等に何等の説明もないままに、本年 9 月 2 2 日に千葉県へ本申請書が提出されたことが確認された。

現在、高谷区内において残土の埋め立てに係る準備が進められている当該事業計画地は、個人所有の土地であるものの、その下流には団体営土地改良事業により平成 6 年に整備が完了した高谷土地改良区の 3 7 . 1 ha の優良な耕地があり、豊かな土壌ときれいな水に加え、谷田の特性を生かした良質米の産地となっている。加えて、その下流域は、平成 5 年に県営ほ場整備事業により整備が完了した 1 3 2 ha の平川東部地区に併せ、野里地区、横田地区の広大な耕地が広がる。また、これらの耕地を通過した水は、最下流部の小櫃川へと流れ、近隣に広がる耕地の農業用水や、本市及び近隣市の市民の飲料水として使われている。

まさに当該事業計画地は、高谷区の水田とこれら広大な耕地の水源地とも言うべき重要な場所に位置し、これが汚染されれば、甚大な被害を及ぼすことは必至であり、当地域における農業の歴史とその将来を崩壊させるばかりでなく、子々孫々の代まで不幸を招くこととなる。

現在の県残土条例第一条（目的）では、「土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う」と定めているが、汚染土検査規定では、搬入残土 5 , 0 0 0 立米に 1 回（ダンプ約 4 7 0 台に 1 回）の土壌検査と発生元証明を行うだけで、とても「土壌汚染を未然に防ぐ」ものとはなっていない。

私たちは、高谷区と袖ケ浦市の水と農業を脅かす残土埋め立ては、い

かなる形であっても許すことができない。

袖ヶ浦市議会は、袖ヶ浦市民の生命線とも言うべき水源地と良質な水と農業を守るため、このまま高谷特定事業（残土埋立）許可申請が許可され、埋め立てが開始されることに対して強く反対するとともに、計画予定地内に所有する「赤道」について、同事業のための払い下げ許可に反対することを表明し、ここに決議する。

平成 22 年 12 月 17 日

袖ヶ浦市議会議長 渡 辺 盛

千葉県知事 鈴木 栄治 様

袖ヶ浦市長 出口 清 様